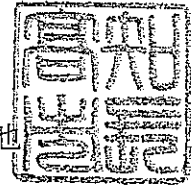


建議回答書

平成 27 年 4 月 24 日

高知市

高知市農業委員会
会長 門田博文 様



高知市長 岡崎 誠也

平成 27 年度における農業施策並びに農業予算に関する建議 (回答)

平成 26 年 10 月 20 日付け建議においては、農業振興の施策、地場産品活用と食育体験学習の推進、有害鳥獣の駆除及び被害防除対策、農業用水の確保・排水対策、中山間地域の農業振興等について、貴重なご提言をいただき誠にありがとうございました。

農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題を行政に反映いただく農家の代表者として、日頃からご尽力されておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、政府の環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) の協議は、現在重大局面を迎えており、交渉結果によっては今後主食用米等の輸入枠が拡大されるという我が国の農業にとりまして大変厳しい状況に立たされております。

また、国内農業に目を向けますと、農協法や農業委員会法、農地法などの農業関連法の改正案を閣議決定し、国会に提出を行いました。

この改正案の中には、全国農業協同組合中央会 (JA 全中) の一般社団法人化や、全国農業協同組合連合会 (JA 全農) 株式会社化、農業委員の公選制の廃止などが含まれており、特に農協制度につきましては約 60 年ぶりの大改革となっております。今後は、国会において十分な審議・検討が行われるものと考えております。

一方、本市におきましては、各地域において様々な農業が展開されており、これまでに土地改良事業や構造改善事業、農業・農村振興に関する対策事業を導入し、農業振興を図ってまいりましたが、近年は、農業従事者の高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加や燃油価格の高騰による農業経営の圧迫など、農業情勢は厳しい状況にあります。

このようなことから、地域農業の課題解決に向けて農業の基盤整備や集落営農組織の育成、環境保全型農業の推進、6 次産業化を目指す農業者等への支援など地域の特色を活かした施策を推進していくため、市の農業政策の指針となる「第 12 次高知市農業基本計画」を本年度策定することとしており、国の動向も注視しながら、本市の実態にあった持続可能な農業の実現を図ってまいります。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興のみならず、本市行政への一層のご協力・ご指導をよろしくお願いいたします。

以下、建議の各事項につきまして回答いたします。

建 議 事 項

1 農業振興の施策について

県下一の農業産出額を誇る高知市において、国が示す新たな農業政策では対応しきれない厳しい現状や、課題を抱えています。

はじめに、「農地中間管理機構の整備」「日本型直接支払制度」等の経営に関する国の支援策は、土地利用型農業を念頭においたものが多く、園芸農業が盛んで小規模農家が多い高知市に適したものとは言い難い制度であるため、①国の施策を補完できる、園芸農家や小規模農家を対象とした、高知市独自の農業施策（市単事業）の創設拡充に取り組んでください。

また、TPP加入交渉にも緊張感が高まる中、熾烈な産地間競争、農産物価格の低迷、燃油や農業資材高騰等により農業経営は以前にも増して厳しい状況にあります。その上、農家の高齢化や耕作放棄地の増加などの抜本的な課題解消にも繋がる「人・農地プラン」が地域別に策定されたものの、具体的な取組みはこれからであり、本市農家の潜在的な課題解決には至っておりません。そこで、②「第12次高知市農業基本計画」の策定においては、詳細な現状分析と、地域別に策定された「人・農地プラン」の要となる担い手等の育成や農地の有効利用、地域が求める農業のあり方などが実現できる計画策定となるよう要望します。

次に、高齢化の進む本市において、生産者の高齢化も深刻な課題です。高齢になっても農業を継続していくためには、労力の省力化は必然であり、③農業機械の共同購入補助事業の拡大や、適用範囲の広い農薬の開発を関係

機関に働きかけるよう要望します。

また、④国が定める新規就農者に対する支援策が、年齢等によって適用できない定年後の就農者などに対する、本市独自の給付金制度の検討を願います。

そして、南海トラフ巨大地震による津波等の被害対策として、避難路・施設整備の計画及び実施等がされておりますが、⑤農業者としても津波の被害で農地が消滅され、その復元が求められますので、各筆ごとの境界を定める地籍調査を実施するよう要望します。

(回 答)

- ① 国においては、「農地中間管理機構の創設」をはじめとする4つの農政改革を進めることにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる目標を掲げています。一方、本市では「地域の特性を活かした農業」の振興を図るため、これまで園芸農業の支援施策として、農業用ハウス施設や農業用共同利用機械の整備支援の他、農商工連携マッチング支援など、小規模事業者から生産組合まで、地域と農業経営者の実態に応じた施策を実施してまいりました。

今後におきましても、国の農業施策の動向を注視し、国・県の事業も可能な限り活用しながら、本市独自の施策を引き続き検討してまいります。

- ② 「第12次高知市農業基本計画」(H27～H31)の作成にあたっては、本市の現状分析を踏まえ、国の食料・農業・農村基本計画や、各地域で見直しを行っております人・農地プランの内容等を可能な限り反映してまいります。

また、農家の所得向上の取組みとして、販路拡大への支援や6次産業化

の推進についても位置づけてまいりたいと考えております。

- ③ 農業機械の共同購入補助事業については、現在も国・県事業や、市単独事業があり、これらを積極的に活用していただくため、今後とも地域の合意形成を取りつつ支援を行ってまいります。また、適用範囲の広い農薬の開発につきましても、県を通じて働きかけを行ってまいります。
- ④ 本市の新規就農者への支援については、現在、県事業を活用し、独立自営就農を予定している就農希望者で、農業を開始していない15歳以上65歳未満の方を対象に、実践研修費の補助を行っております。また、定年後の就農者についても貴重な地域の担い手でありますことから、関係機関と連携しての実技指導等の支援を検討してまいります。
- ⑤ 本市が実施しております地籍調査につきましては、次の南海トラフ巨大地震に備え、迅速な災害復旧・復興対策の観点から沿岸部及び浦戸湾沿いから順次調査を実施しております。

地籍調査の進捗率は今年3月末時点で約46パーセントであります。今後も引き続き地震発生による津波浸水想定区域のうち、緊急性がより高い地域より重点的に実施してまいります。調査区域内にある農地につきましても順次調査を実施しておりますのでご理解をお願いします。

2 地場産品活用と食育体験学習の推進について

学校給食において、地元の食材を活用することは、子どもたちの「食」への関心を高め、食物や生産者への感謝の心を育み、地域の食文化を考えるなど、教育効果の高揚に寄与するとともに、生産者にとっては、地域の活性化と所得確保に貢献できるものです。

高知市の学校給食における地域食材の使用割合は、目標を上回る積極的な取り組みで推移し、食材の搬入においても、モデル地域での地場産品の給食搬入体制を確立し、推進されていることに敬意を表するものです。

①今後は現状以上に地産地消を推進し、米飯給食の週5回実施や学校給食地域食材の使用割合の目標値の見直しと、②「学校給食用食材生産支援事業」の拡大と充実を図り、生産者組織の編成やコーディネーターの育成など、具体的で横断的な支援となるようさらに要望します。

食育体験学習の推進は、収穫の喜びを知ることで労働の尊さを学び、地域農業への理解を深めるきっかけとなります。この事業に参画する農業者の多くは、未来を担う子どもたちを思い講師を務めていますが、③講師謝金を含む費用負担のあり方を再考してください。

また、現在では一部の学校での取り組みですが、④地元JAや農業者との連携を深め、全小学校において積極的に取り組まれるよう、高知市教育委員会は、十分な予算確保のうえ、教職員の積極的参画により、食育体験学習ができるように取り組んでください。

(回 答)

- ① 学校給食における米飯の提供回数は、平成19年度から週4回となっています。

日本の食文化について子どもが理解を深められるよう、学校給食に米飯をはじめとする伝統的な食文化を継承した献立を取り入れることは、食育を推進する上で大切であると考えます。一方、パンについては洋風献立に良く合うことから、子どもが世界の食文化についても興味を持つことに役立つものとして実施しています。

現在月に1回程度、高知県産米を使用した米粉パンを提供していますが、米粉パンの提供回数を増やすことで、地産地消を推進できると考えます。関係機関との調整の上、食材購入予算の範囲内で年1～2回程度の実施について検討してまいります。

学校給食地域食材の使用割合の目標値につきましては、平成26年3月に策定された第2次高知市食育推進計画（H26～H30）において、平成30年度末に68%を掲げています。現在、その達成に向けて各種取組を推進しているところであり、現計画における数値目標の変更は考えておりません。

- ② 学校給食用食材生産支援事業については、平成26年度は介良地区の生産者組織がジャガイモ20aと大豆1haの生産に取組み、ジャガイモ1,698.4kgを学校給食会に、大豆300kgを給食用食材用の味噌の原料として、JA高知市女性部に納入されました。収穫後の貯蔵や、納入体制等の課題もありますが、今後も、給食食材として利用が多く、出荷時期の調整が一定可能な作物の検討や、事業の拡大に取組んでまいります。また、生産者組織の育成については、食材納入業者であるJA等とも連携して、事業の周知や、生産者の連携による組織化を進めてまいります。

- ③ 平成26年度は、20校の小学校で39件の食育体験学習を実施し、うち27件においては生産者の方等から指導を受けながら、栽培体験や調理実習に取り組みました。

食育体験学習の講師謝金につきましては、県事業の報償費に準じて1回あたり10,000円を上限としています。また、食材料・苗・肥料等の材料費につきましても、同様に1回あたり5,000円を上限としております。

食育体験学習に係る費用負担のあり方については、実態の把握に努め、生産者の過重な負担とならないよう適切な措置を検討します。

- ④ 食育体験学習については、各小学校において、米、さつまいも、大根、オクラやゴーヤ等の栽培体験をはじめ、地域食材や栽培した野菜等を使った漬物づくり、味噌づくりやカツオのたたきづくり等を実施しました。

このように、食育体験学習においては、食物を大事にする心、生産者の方に感謝をする心の醸成、食文化の伝承等、学習の目標・目的を持たせ、また、体験学習の内容を他の教科と連携させるなど、より教育的効果を向上させようと取り組みました。

平成27年度も、引き続き地産地消の推進、食育の充実を図るべく、小中学校食育・地場産品活用推進事業に取り組んでまいります。

3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

全国的な、有害鳥獣による農作物被害は、平成21年度以降毎年200億円を上回る状況が続いています。被害が拡大する一方、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらし、被害額として数字に現われる以上に、深刻な影響を及ぼしています。高知市として、有効な対策を講じるためにも、

有害鳥獣の生息状況、被害状況を面的に調査・把握することは急務といえます。①課題を早急に整理し、地域の実情に即した、総合的で実効性のある被害対策を講じるよう強く求めます。

有害鳥獣捕獲報償金制度ですが、高知市のこの制度は、必ずしも十分な内容とはなっていません。被害の拡大を防止するためにも、②報償金の更なる増額による制度の充実・強化を図ってください。加えて、③先進地も参考にしながら、ハクビシン、アナグマ、タヌキ等対象鳥獣の拡大も検討してください。

全国の狩猟免許取得者は、昭和51年には約53万人であったものが、現状約20万人で、高齢化とともに急激に減少しています。高知県でも、現在約6千人であり、その減少は顕著です。④有害鳥獣の駆除対策の担い手として、狩猟者の存在はなくてはならないものであり、その位置づけを明確にしてください。また、⑤狩猟者が対策にしっかり取り組めるよう、各種補助制度の充実を図ってください。

⑥有害鳥獣対策として、国や県の補助制度を活用し、侵入防止柵等の被害防止施設や捕獲機材の導入等、地域ぐるみで「守る」「追い払う」「捕獲する」3つの取組みをより一層進めてください。また、この国や県の補助制度は、集落全体で取り組むなどの要件があります。全体の合意など課題も多く存在し、現実的には使い勝手が悪いメニューでもあります。⑦個人でも利用できる市単での資材補助等、新たな補助制度の創設を要望します。さらに、⑧捕獲制度における手続き等の簡素化や利便性を図るよう検討を進めてください。

高知市鳥獣被害対策協議会ですが、狩猟者の減少に伴い課題も多いと聞きます。⑨高知市の物心両面での支援により、課題整理を行い、第3次鳥獣被

害防止計画に反映させてください。

また、⑩この計画において、被害が特に多い地域に対しては、地区協議会の設立を検討するよう求めます。

イノシシ等処理加工施設ですが、鏡地区に整備されましたが、品質の保持から全市域をカバーできないものとなっています。⑪それを可能とするよう、新たな処理加工施設の整備を要望します。

(回 答)

- ① 本市における有害鳥獣による農作物被害については、現行の防止計画で対象鳥獣としているイノシシ、カラス、サルに加えて、近年はシカをはじめ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ等の被害も多く見受けられるようになってきております。これらの状況を踏まえ、鳥獣被害防止計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）において、各地域における被害状況や課題を把握したうえで、対象鳥獣の選定や被害防止対策等、地域の状況に応じた取組みについて意見を伺い、「第3次高知市鳥獣被害防止計画」（H27～H29）を策定いたしました。今後につきましては、この防止計画を基に、地域の実情に即した総合的で実効性のある被害対策に取り組んでまいります。
- ② 本市の有害鳥獣捕獲報償金につきましては、これまでイノシシについて、平成23年度に3,000円を6,000円に、さらに平成25年度からは国事業を活用して8,000円の上乗せ補助を行っております。
また、平成27年度からは、これまでのイノシシ、サルと県の委託事業で狩猟期間中に捕獲したシカに加え、多くの被害を及ぼしていますカラス、カワウを新たに報償金の対象鳥獣として拡大を行っております。
- ③ 捕獲報償金の対象鳥獣ですが、本市によせられる被害状況と、検討委員会

での意見を参考にして、判断をしています。平成 27 年度にはカラス、カワウを新たに捕獲報償金の対象鳥獣といたしました。ハクビシン、アナグマ、タヌキ等につきましては、検討委員会の中で検討を行いました結果、規模・件数共に相当する被害が見られなかったため、平成 27 年度の対象鳥獣としませんでした。今後、被害状況や他市町村の取組みの検証を行い、検討してまいります。

- ④ 現在、有害鳥獣駆除の担い手につきましては、狩猟免許等の関係から、趣味で狩猟を行っておられる方々をお願いしている状況であり、この狩猟者の存在無しでは農林水産業における有害鳥獣駆除は成り立たないのが現状です。しかし、捕獲活動は危険性が高く、重労働であるにもかかわらず、狩猟者の多くは職業を持つなかで、ボランティアに近い状況で、捕獲活動に従事しております。

さらに、高齢化等で、狩猟者も年々減少の一途をたどり、今後の有害鳥獣駆除の実施が危ぶまれる状況になっております。

このような中で、国・県も狩猟者の確保、育成のための補助制度の充実を図るとともに、市町村単位での「有害鳥獣駆除実施隊」の創設なども推進しております。今後は、このような制度を活用し、新たな狩猟者の確保に取り組むとともに、捕獲報償金の充実などを通じて、有害鳥獣駆除従事者の支援を行ってまいります。

- ⑤ 本市における狩猟者の確保を図るため、昨年度より、初心者講習会受講料(7,000 円)や射撃講習受講料(37,000 円)の全額補助、狩猟免許登録手数料の補助(900 円)に取り組んでまいりました。今後も狩猟者への支援につきましては、他市町村の状況も調査しながら検討してまいります。

- ⑥ 国事業を活用した侵入防止柵の設置については、平成 26 年度に初めての

取組みとして、久礼野地区に約3kmの防止柵の設置を行いました。また、他の集落においても、地域ぐるみでの合意形成を図り、積極的に補助制度の活用を希望する動きも見られることから、これからも関係機関と連携して、各地域における集落ぐるみによる取組み支援を行ってまいります。

- ⑦ 集落ぐるみによる取組みが困難であるなど、国・県事業の活用が出来ない箇所等についての支援として、本年度より市単独事業の創設をする予定です。
- ⑧ 平成27年度からは、本市が作成いたしました予察計画による捕獲を実施しており、これにより捕獲従事者の手続きについて、一定の簡素化が図られることとなります。
- ⑨ 高知市鳥獣被害対策協議会は、「第3次高知市鳥獣被害防止計画」(H27～H29)に基づき、本市において鳥獣対策を総合的に進めていくために無くてはならない重要な組織であります。平成27年度につきましては、協議会において有害鳥獣の被害や出没情報を一元的に管理し、対策に反映させるためのWEB-GISシステム導入への支援を行うこととしております。
- ⑩ 鳥獣対策については、地域ぐるみでの取組みが重要であり、地域での説明会等を通じて要望等があれば、地区協議会設立に向けての支援等を関係機関と連携して取組んでまいります。
- ⑪ 鏡地区で整備されたイノシシ等処理加工施設は、地域振興を目的として施設の整備を行ったものでありますが、他地域からの受け入れも可能となっています。また、今後、鏡地区のような地域での取組み要望がありましたら、支援してまいりたいと考えております。

4 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養が課題となっております。

農業用水の確保の点では、東部地域においては、塩水化が進行し、上流用水の活用を含めた対策が求められております。中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。また、長浜地域でも、森林の確保による水源地を維持し、保水力を高める必要性が指摘されており、①良質な農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施を求めます。

排水対策では、市街化区域からの雨水流入により、農業被害が発生する恐れのある絶海池周辺農地や、地震、台風、集中豪雨等により、河川の堤防が決壊し、②浸水被害が予想される東部地域では、排水対策が課題となっております、その対応が求められるため、具体的な内水排水対策をお示し下さい。また、春野地域における新川川本線や支線(北山川)の浚渫や畦畔草刈、未整備区間の拡幅整備に伴う橋梁の早期着工は、今後も継続した取り組みが必要です。特に北山川の堆積している部分の浚渫につきましては、平成26年度の断続的な豪雨により、野菜や温室ポイラー等が数回、冠水被害を受けた事態を踏まえて、③数年に跨る浚渫工事計画を前倒しにした取組を講じ、早期の竣工の対応策をお願いし、遅能の圃(ゆる)の改修についても併せてお願いいたします。

高知市は、第二次高知市環境基本計画の自然豊かなまちづくりの政策の中

で、施策として農地の保全を掲げています。④農地を守るという視点からの、湛水防除対策や内水排水対策の具体的な整備計画の策定を、引き続き強く求めます。

(回 答)

① 農業用水の確保につきましては、東部地域で塩水化が進んでいる地域では、平成10年度に塩水化調査を実施して以降、塩水化対策事業を進めてまいりました。また、稲生石灰鉱山採掘跡池塩水湧水では、高知市土地改良区連合会、高知市及び南国市の立会いの下、関係する土地改良区と企業者において基本確認書が締結され、それに基づき協議を行っております。

今後も良質な農業用水の確保に向けて、中山間部や長浜地域も含め、地元皆様のご意見をお聞きするとともに、地域毎の地形や水利条件等の特性に応じた対応策を講じてまいります。

② また、長年の懸案でありました絶海池の排水対策につきましては、豪雨による農業災害に対する地元の皆様のご心配がありますことや、今後発生が予想される南海トラフ地震による長期浸水への対応からも、内水排水対策を強化することとし、来年度から排水能力の増強整備に向けて取り組んでまいります。

③ 新川川及び新川川支線（北山川）の維持管理、拡幅整備につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）から、「北山川の浚渫につきましては、平成26年度は $V=1300\text{m}^3$ の浚渫を実施しております。平成27年度も引き続き実施していきます。また、北山川めがね橋付近の浸水対策については、下流（新川川本線）の河川改修が一部未完成の為、下流を優先して改修を進めてきましたが、下流部における改修がほぼ完成した為、今後は、北山川めがね橋付近における治水対策についても、効果的な工法について検討していきます。」と伺って

おります。

新川川及び新川川支線の維持管理や拡幅整備につきましては、本市といたしましても重要課題と捉えており、今後も引き続き河川管理者である県へ要望してまいります。

- ④ 現在、東部地域におきまして湛水防除対策として止水・排水対策の優先度が高い10 機場において機能保全計画を策定しているところです。この機能保全計画に従い、平成 27 年度から東孕第一及び高須・絶海排水機場におきまして、ポンプ施設の更新等の工事に取り組んでまいります。

また、今後も引続き優先順位を定め、機能保全計画の策定に努めてまいります。

5 中山間地域の農業振興について

就業の場や所得機会の少ない中山間地域では、農業は地域経済の核になるとともに、国土保全や水源のかん養などの多面的機能の維持や地域の社会活動を担う重要な役割を果たしています。

しかしながら、平坦地域に比べ、狭小なほ場や傾斜地の多い中山間地域は、生産条件に恵まれないことから、過疎化や高齢化の進行に歯止めがかからず、耕作放棄地が増加するなど、集落機能の維持が困難な地域も発生しています。

耕作放棄地対策は急務といえます。農林水産省の「農林業センサス」でも、日本の中山間地域での耕作放棄地は、平成 7 年で 13 万 2 千 ha、平成 12 年で 18 万 8 千 ha、平成 17 年で 20 万 8 千 ha、平成 22 年で 21 万 5 千 ha と、平坦地と比べて急激に増加していると報告されています。①農業のしや

すい環境を整えるため、農道や作業道、せまち直し等の基盤整備の推進を求めます。

中山間地域では、農業就業人口に占める高齢者や女性の割合が高く、また小規模農家が多いという特性があります。②担い手の育成とともに、高齢者や女性がいきいき働ける環境づくりと仕組みづくりを進めてください。

また、梅・ユズ・四方竹・ハウス茗荷・花卉・ハウスイチゴ・生姜・露地野菜等、中山間地域には、自然条件を生かした有力な生産物があります。

③こうした有望品目の栽培技術の向上など付加価値を高めるため、専門的施設（農業指導センター）の設置や人的措置の更なる検討を求めます。

情報通信網の整備は、農産品にかかる情報収集や販売促進にとって欠かすことができません。若者の移住・定住を促進するためにも必要です。④民間事業者とも協議・交渉を進め、早期に高速データ通信サービスが利用できるよう、最大限の努力をお願いします。

⑤「中山間地域等直接支払制度」は地理的条件が不利な地域に対する制度ですが、高知市として、この制度の充実・強化に取り組むよう要望します。

(回 答)

① 本市では、中山間地域等直接支払制度を活用しながら、集落を基礎とした営農組織の育成をはじめとする中山間地域の農業・農村を支える仕組みづくりに取り組んでおります。

この仕組みづくりを進めるためには、農道や作業道、せまち直し等の基盤整備などの支援が不可欠であり、労力負荷の軽減と農作業の効率化を図ることによって、耕作放棄地の発生防止も期待されます。支援策としましては、

国や市単独の補助制度がありますので、これらの制度を有効にご活用いただけるよう、機会を通じて生産者に説明してまいりたいと考えております。

- ② 中山間地域では、農業就業人口に占める高齢者や女性の割合が高く、しかも小規模農家が多いことなどから、若者から高齢者までのそれぞれの年齢層に合わせた農業の振興が求められております。

高知市の場合、「鏡むらの店」などの直販店や柚子搾汁施設、セツ瀏・土佐山地域の筍と四方竹の加工施設、曜市や一般財団法人夢産地とさやま開発公社などの農業関係機関を通じた農産物の販売など、これまでの取組を通じて各地域の特性に応じた基盤や仕組みがあります。加えて、高知市としましては、集落営農の取組を支援するとともに、一般財団法人夢産地とさやま開発公社による中山間地域に適した新規作物の試験栽培や、農産物の新たな販路拡大への支援など、中山間地農業の将来を見据えた取組を進めております。引き続き、地域の主体的な生産活動に対しての側面的な支援を通じて、高齢者や女性が元気に働ける環境づくりを進め、集落全体の営農意欲の高揚につなげてまいりたいと考えております。

- ③ 生産物の付加価値を高めるための専門的施設の設置と人的配置につきましては、県との密接な連携を活かしながら、農業改良普及所や各農業関係機関、さらに作物によっては営農指導員も加わり、専門的なチームとして年間を通して活動を行っておりますことから、当面は、市において新たな専門的施設を設置する予定はありませんので、ご理解をお願いいたします。

- ④ 本市では、光ファイバー等の通信網を整備し運用管理を行うには、一定の導入経費と維持管理費が生じるため、本市が整備・運用することは困難であり、平成23年度から民間事業者への整備促進をお願いしております。

近年では通信技術が発達し、携帯電話等の無線系の高速度データ通信サービ

スを利用したインターネット利用が普及してきており、中山間地域の一部では、そのサービスエリアに含まれております。

平成 26 年 12 月には、ブロードバンド事業者に対してエリア整備の要望を提出し、また、平成 27 年 3 月末に、携帯電話等事業者に対しても、エリア拡充と通信の高速化について要望書を提出しました。

今後も引き続き、民間事業者（ブロードバンド事業者および携帯電話等事業者）の中山間地域での高速データ通信サービスのエリア整備状況を見定めながら、整備促進の要望を続けていきたいと考えております。

- ⑤ 中山間地域等直接支払制度につきましては、当事業は国と地方公共団体とが共同で、緊密な連携の下で直接支払いを実施するもので、費用負担についても、国の交付金と一体化した地方公共団体からの交付金の交付となっております。

同制度は、平成 27 年度から法制化のもとで第 4 期対策としてスタートすることになります。新たに集落連携による広域的な活用や、超急傾斜農地の保全管理などに対する加算措置も設けられております。本市としましては、同制度を活用しながら、集落営農の推進を図ることに重点を置いた集落単位の営農活動を支援してまいりたいと考えております。

要 望 事 項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税等の軽減措置について

市街化区域内農地は、区域内の緑被率の向上による地域の住環境保全や防災機能等、多面的機能を担っており、将来に向けて大切に保全しなければならない地域財産となっております。

特に、近い将来必ず起こるといわれている南海トラフ巨大地震の際には、津波の影響とともに、地震火災の延焼も大いに危惧されるところで、これらを防ぐ意味でも市街化区域内農地の果たす役割は大きいものがあります。

しかしながら、市街化区域内農地の農業経営は農地への税負担増等により、農地を保持することが困難になっているのが現状です。路線価は年々下落し農地（土地）自体の価値は急速に下がっている現在、①課税標準額を見直すとともに、これ以上の負担調整率の引き上げを中止し、固定資産税の軽減を図る等、自治体の実態に応じた独自の裁量ができるように、国に法改正を働きかけるよう強く要望します。

(回 答)

農業の有益性や農業をめぐる厳しい状況については十分に理解できる場所ではありますが、固定資産税は、財産を所有しているという事実に着目して課される税であり、その評価は総務大臣が定める「固定資産評価基準」により、現況地目ごとにその価格を決定し、その価格を基にして課税額を決定しています。

その中で、市街化区域内の農地の課税につきましては、平成15年度の税制改

正で課税標準額を3分の1とする特例措置が適用になっており、一定の税負担調整措置がなされているところです。

また、近年の地価下落を反映するため、毎年市内全域の評価見直しを行い、下落している地域は評価額の引き下げを行っていますが、地域により違いがあるのが現状です。

このような状況の中で、これからも税額が上昇する地域の農地だけ負担調整率の引き上げを中止することは、他産業との公平性の観点などから困難な状況です。

一方、この問題については、税負担の軽減等を含む都市農業の重要性をうたった「都市農業振興基本法」が今国会に提出され、4月9日に参議院で可決、また16日には衆議院で可決・成立されておりますので、詳細な内容と今後の動向について、情報収集を図ってまいりたいと考えております。

その他、全国市長会議の提言でも、引き続き、税制上の措置拡充を図るよう「農業の振興に関する提言」として、平成23年度から継続して、全国会議員及び関係府省等に提出を行い、その実現について要請を続けているところでございます。

- 第81回全国市長会議決定 提言（平成23年6月8日）
- 第82回全国市長会議決定 提言（平成24年6月6日）
- 第83回全国市長会議決定 提言（平成25年6月5日）
- 第84回全国市長会議決定 提言（平成26年6月4日）

第84回提言内容抜粋

○農業の振興に関する提言

13. 都市農地を適切に保全するために、市街化区域内の農地に関する固定資産税の特例等、税制上の措置の拡充を図ること。

2 竹林対策について

近年、竹林の拡大とそれに伴う優良農地への侵食被害が深刻な問題となっています。竹の除伐の促進が必要ですが、個人による防除対策には限界があります。①地域住民や竹林所有者の負担軽減に繋がる、具体的な支援策を早急に取り組んでください。

また竹資源の利活用ですが、竹材を活用し商品化していこうという取組みや地域全体で竹林の整備を行う取組み、竹を観光資源として有効に活用している取組み等、全国で様々な取組みが行われています。②産学官の連携や民間事業者の支援等、竹を活用した事業創設に取り組むよう要望します。

(回 答)

- ① 竹の除伐を促進するための対策としましては、従来から説明させていただいておりましたが、本市独自の制度の創設が難しいなか、県などの制度を活用していただくことが適当であると考えております。

具体的には、県の「造林補助事業」に人工林内の竹の除伐を対象とするメニューがあり、県からの補助金に市も上積みして補助しております。

また、国において平成25年度に新設されました、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」において地域住民で構成された組織やNPO法人等が行う侵入竹の伐採・除去活動が助成対象となりますことから、これらの事業の活用を図ることで、竹林所有者の負担軽減に繋がるよう支援してまいります。

- ② 本市では、第2期高知県産業振興計画（H24～H27）において、県産竹材

を用いた新規分野への製品展開をアクションプランに掲げ、竹集成材等の製造技術を活かした新製品の製造に対して、県とともに市内企業の支援を実施し、業績も順調に推移しておりますことから、今後は更なる販路拡大等に努めてまいります。

一方、2011高知市総合計画（H23～H32）に掲げる「独創性あふれるものづくりの振興」を図るため、平成27年度から「ものづくり創生支援事業」を新設し、新規創業の促進や地場企業の新事業・新ビジネス(新分野進出)への取り組みに対して支援を行うこととしており、竹などの地域資源を活かしたものづくりに取り組もうとする民間事業者にもご活用いただける制度内容となっています。

また、今春には、高等教育機関の知見・活力を活かし県勢浮揚を目指す拠点として、高知県立大学内に「高知県産学官民連携センター」が開設されますことから、本市といたしましても連携によって地域資源の有効活用等が促進されるよう協力してまいります。

3 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっておりますが、排水ポンプの老朽化による排水能力の低下や、重大な問題として、複数企業による土砂の堆積場所となっていることから池の縮小が進み、遊水池としての機能が失われてきています。①治水機能向上のため、導水路用地や排水機場用地の確保に地元と協調して、早期着工への取組みを要望します。

また、過去の台風上陸時にはハウス等が浸水する被害にあったことから、周辺住民は常に浸水不安にさらされています。高知市は、二カ年に渡り、小

松沼周辺の土地利用の実態を含めた、仁ノ地区全体の排水基準の調査等を行い、昨年の回答では、平成 25 年度に排水計画の基本方針を策定し、ポンプの増設や導水路の整備等を実施するとのことではありますが、今年も豪雨や台風によるハウス等への浸水被害が発生していることから、②仁ノ地区の排水対策強化の早期実現に向けて、引き続き迅速な事業推進をお願いします。

(回 答)

- ① 仁ノ地区の小松沼の埋立が進んでいるなか、排水対策として、まずは排水ポンプの増設を考えております。

このため、平成 26 年度は、新たに口径 1,200 mm のポンプ 2 台を増設するための基本設計を実施するとともに、用地確保に向けて、権利調査や用地測量に着手したところであります。

- ② 仁ノ地区の排水対策強化の早期実現に向けて、地元皆様の協力を得ながら、用地確保に向けて引続き権利調査や用地測量を行うとともに、増設の実施設計を進めてまいります。

4 土地改良事業等地元分担金の軽減について

高知市は、高知市土地改良事業等補助金交付要綱において、土地改良事業等に要する経費については、当該施行主体に対し、土地改良事業補助金を交付すると定めています。現状、かんがい排水事業の水路の新設及び改良では、平坦地域では事業費の 75% 以内、中山間地域では事業費の 80% 以内の補助はありますが、残りは地元の負担となっています。また、農業基盤整備促進事

業でも、10%の分担金を負担しなければ整備できないことになっています。

市街化区域は、その機能の公益性などから、受益者分担金を負担することにはなっておらず、市街化調整区域においても、その公益性に違いはないものと考えます。旧春野町では、合併前水路の新設及び改良においては、地元分担金を負担していなかったこともあり、当該事業が停滞する原因ともなっています。①地元分担金の軽減について検討されるよう要望します。

(回 答)

① 中四国の中核市5市（高松市・松山市・福山市・倉敷市・下関市）を対象に、土地改良事業に関する地元負担について聞き取りをしたところ、各市の制度において大きな差異が見られませんでした。

今後さらに調査対象を拡げ、地元負担金のあり方につきまして、研究してまいります。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 食料自給率の向上について

日本の食料自給率は、1961年供給熱量ベースで78%であったものが、次第に低下し、2010年以降は39%と大きく落ち込んできました。国は2010年3月、食料・農業・農村基本計画を策定し、2020年までに50%へ引き上げるという目標を掲げましたが、現時点でも非常に厳しい状況で、現在協議が進んでいるTPPに加入すれば、国内農業は壊滅的被害を受けると懸念されることから、現状では達成できる見通しは立っていません。2011年主要国の食料自給率では、アメリカ127%、ドイツ92%、フランス129%、イギリス72%であり、食料安全保障に対する取組み度合いは歴然としているといわざるをえません。

一方国連推計では、世界の人口は現在70億人を突破し、2050年には95億人に達するという世界的食料危機が叫ばれる中、中国の穀物輸入拡大や、異常気象による干ばつ等では、アメリカ、ロシアをはじめ世界各国の穀倉地帯は深刻な被害を受けています。また、国際紛争等による政情不安などにより、生産・輸出国は国内供給の確保を優先させ、頻繁に輸出抑制に踏み切ることが常態化するなど、世界の食料争奪戦の危惧が深まっています。

食料純輸入国の日本にとって、国の食料安全保障を脅かす待ったなしの状況であり、食料国内供給力の飛躍的向上のため、①国内農業の立て直しに向けて、優良農地の確保や有効利用を着実に推進するとともに、②新規就農者

や後継者の育成・支援のための指導農業士の充実等の施策に総力をあげて取り組むよう、引き続き国・県への働きかけを要望します。

(回 答)

政府の環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の協議は、現在重大局面を迎えており、交渉結果によっては今後主食用米等の輸入枠が拡大されるという我が国の農業にとりまして大変厳しい状況に立たされております。このようなことから、本年度につきましても、ご要望の案件の制度実現に向けて、引き続き高知県市長会に議案として提出を行っております。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助し、全額が社会保険料控除の対象になる等、他の年金制度にはないメリットがあります。

しかしながら、対象者については、青色申告をしている認定農業者・認定就農者、または、その認定農業者・認定就農者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者に限定されており、後継者の配偶者は対象者に含まれておりません。

①将来、後継者ととともに農業経営を担っていくべき配偶者についても、補助の対象となるよう、早期実現に向け、国に強く要望してください。

(回 答)

農業者年金制度の保険料補助については、家族経営協定を締結し経営に参画している後継者の配偶者も対象拡大する要望につきましても、昨年度も高知県

市長会を通じて要望を行い、平成26年6月全国市長会議において、農業の振興に関する提言の一部として決定され、関係府省庁等に提出されております。本年度も制度の実現に向けて、引き続き高知県市長会に議案として提出を行っております。

3 農業委員会制度の維持等について

国は、農業施策の四つの改革のうち、農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払制度」及び、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を図る農地の中間的受け皿「農地中間管理機構」を平成26年度より開始しました。

このため、農業委員会は、農地情報の把握と総合的な農地基本台帳の整備強化や、所有者に対し農地中間管理機構に貸す意志があるかどうかを確認する事務などが質・量ともに実際に増えています。

また、公選制の廃止など、大幅な農業委員会制度の改正も予想されています。こうした状況ではありますが、今後とも適正な法令事務が遅滞なく執行できるよう、①農業者の代表機関としての農業委員会制度の維持と農業委員会交付金の拡充を国・県へ引き続き働きかけるよう要望します。

(回 答)

農業委員会制度は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するために設けられたもの（農業委員会等に関する法律第1条）であり、農業委員会は、地域の農業者の代表として、農業・農村の維持・発展に必要な組織であります。

現在、国会には、農業をめぐる諸情勢の変化等に対応し、農業委員会委員の選任方法の移行や、農業生産法人に係る要件の緩和等の措置を講ずる等、農業の成長産業化を図っていくための法案が提出され、今後審議が重ねられることとなっています。

また、平成25年12月には、農業経営の規模の拡大や、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進をはかるため、農地中間管理機構が創設されたことに伴い、農業委員会における法令事務につきましても、農用地利用の効率化及び高度化の促進に向け、実施事業を効率的・効果的に推進するために見直されることとされております。

今後は農業委員会として、適正な法令事務の執行等の実効性を確保するため、こうした今後の状況の変化を踏まえまして、農業委員会交付金の拡充と併せ、必要に応じて、高知県市長会等を通じて国・県に働きかけてまいります。